

令和3年度文京区障害者差別解消支援地域協議会に係る意見聴取結果について

①【支援者としてのご意見】

(資料第4号(2)ア)

以前、同じような事例をある企業の方より伺ったことがありました。
社内研修を行う予定で、自社社員である聴覚障害のある方が参加するため、
本人が在住の自治体が行っている手話通訳者派事業の利用ができないかと
相談したところ、公開された個人で参加する研修である場合は利用可能であるが、
社内研修のような企業活動の一環であると利用がむずかしいという話でした。
年々、働く障害のある人が増えていく中で、「日常生活」と「働く場」における福祉
サービスの活用のあり方は、今後課題としてより一層でてくるのではと感じます。

②【支援者としてのご意見】

差別解消においては、一般市民の方の障害理解が重要であると日頃より感じていま
す。

コロナ禍においては、市民の方への周知・啓発活動より難しいと思われませんが、
どの様に発信し、どの様に理解を求めていくかを今後も支援者として考えていきたい
と思います。